

草 幼 発 第 3 1 8 4 号  
令 和 2 年 1 1 月 5 日

保護者の皆様

草 津 市 子 ども 未 来 部  
幼 児 課 長 山 際 喜 一 郎

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（お知らせ）

日頃は、ののみちこども園の運営につきまして格別の御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、市内の私立保育施設（たちばな大路こども園）で新型コロナウイルス感染症の患者（園児）が確認されました。

つきましては、お子様の健康状態等には十分ご配慮いただくとともに「感染拡大防止の観点」から、各家庭におかれましても下記の留意事項に十分御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染者やその家族に対する人権を無視した不確実な情報の発信や誹謗中傷などは厳に慎んでいただき、人権尊重の立場に立った適切な対応をお願いいたします。

記

☆毎朝検温をしてください。

☆子どもと家族の健康シートに記入し施設に報告ください。

☆発熱等の風邪の症状が見られるときは、しっかり養生をしてください。

☆保育中に体調の変化が見られた時、連絡をさせていただきますので、速やかなお迎えをお願いします。

■留意事項（御家庭で注意していただきたいこと）

- ・うがい、手洗いをすること。睡眠を十分とり、体を休めてください。
  - ・バランスのとれた食事等に留意してください。
  - ・生活のリズムが乱れないようにしてください。（早寝・早起き）
  - ・ひとごみをさけ、不要不急の外出はひかえてください。
  - ・発熱、せきなどの症状のある場合には、（保育所・幼稚園・こども園）に連絡ください。
- ※咳や発熱等の症状がある場合
- ・発熱等の症状が見られたときは、外出を控えてください。
  - ・発熱等の症状が見られたら、毎日体温を測定して記録してください。

【**帰国者・接触者相談センターに相談いただく目安**】

- ◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ◆**重症化しやすい方（※）**で、発熱などの比較的軽い風邪の症状がある場合。  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ◆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。※解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ＜新型コロナウイルスに関する健康相談＞ | 帰国者・接触者相談センター      |
| 滋賀県健康医療福祉部 相談センター   | 相談時間 24時間毎日        |
| TEL 077-528-3621    | 一般電話相談窓口           |
| 滋賀県健康医療福祉部 相談センター   | 相談時間 毎日 8:30～17:15 |
| TEL 077-528-3637    |                    |